萩藩における「御制法読知」の儀式と幕末

万治三年「当家制法条々」の読み聞かせ―

Щ 﨑 郎

式だが、 相続、 称されることもある。 策 保の二分減」(藩財政窮乏に伴う家臣. 藩士・役人・給主として守るべき基本事 も最も重要な法令で、比喩的に「毛利氏家中の憲法」と (表1)。 万治三年 (一六六〇) 九月十四日、 二代藩主綱広の黒印があり、 の中止にあたり、 が制定される。 日々の生活態度、火の用心等幅広い内容をも 藩主が一方的に定めたものではない。 別稿で検討したが、 藩の基本法令集 幕府法の遵守、キリスト教の禁止 藩内秩序の確立を目的に制定され 藩主と重臣 同法は当時実施中の の協議により 重臣加判衆に宛てた形 禄高二 萩藩で「当家制法 「万治制法」中で 項、 割の 婚 姻 形作られ 国元重臣 収 跡目 公政 Ē

> 御制法宜相守之事」で始まり、奥書には、この法が を強調した条文がある。一方で、 など、それが藩祖毛利元就以来の古いきまりであること 藩主と家臣相互が守るべき最重要規律となった。 ている。 天下御制法之旨、或考元就以来之旧記」まとめたと記 法には、「古来之法」「元就公之掟」「元就公之制法 藩政確立の上で、藩祖元就と幕府の権威を利用 第一条は「天下諸事之

同

したものと評価されている。 大な法令中、 藩士へ読み知らせるよう命じている点である。 至正月十一日宜令読知之、若十一日公用相障則其翌日 執行」とあ 本 稿で注目するのは、 ŋ 藩士への毎年の読み聞かせを義務付けるの 毎年正月十一日 奥書に (支障が 「自今以後 あれ 年 ば翌日)、 萩藩 不 Ō

萩藩における

御制法読知」

の儀式と幕末

(山﨑

表1「当家制法条々」の概要

	女・ 山や三仏人 ころを火	
条数 条文(主文のみ抜萃)	内容(大意)	条文の根拠
1 天下諸事之御制法宜相守事	天下(幕府)の制法を守り、特にキリスト教を堅く禁止すべきこと。	「天下厳重之御制禁」
2 諸士面々常に可相嗜事	諸士は常に文を学び、武を嗜むべきこと。	「此法於当家古より定をかるゝ元就公之制 詞」
3 軍役不可忘事	治にも乱を忘れず、軍役に励むべきこと。	「是古来之法也」
4 当奉行をさしおき、以縁引申訴訟之事	担当の奉行を差し置いて、縁故を使って訴訟に及ばないこと。	「元就公之掟」
5 訴訟之事	大小事にかかわらず、みだりに訴え出ないこと (艦訴禁止)。	「此法元就公制法之時、元春・隆景・貞俊・ 通良是をうけたまハつて相禁する所」
6 諸公事之事	公事は理非を尽くして決裁し、かつ一事不再審 の原則を守ること。	
7 軽公儀破法族之事	公儀を軽んじ、法を破る者は政道の妨げであり、 国賊として扱うこと。	「当家古来之法度」
8 面々其分限と其役儀をかへりみて、礼 ** 法猥すへからさる事	各自の分限と分際を顧みて、進退を慎むべきこと。	「元就公之制法」「元就公堅被相警法」
9 諸役之士可相守事	役職に就く者は無欲・廉直・公平を旨とすべきこ と。	「元就公之厳法」
10 諸士專可相戒事	名利・名 開を求め、風流に心を奪われ、売買利潤の才覚に及ぶことや勝負事など私生活での非道を慎むこと。	
11 結党軽恩族之事	主恩を忘れて徒党を結んだり、他国の者に密事を漏らさないこと。	
12 与頭·番頭幷組之証人可心得事	組頭・番頭・組証人の心得のこと。	
13 物頭可相心得事	物頭役の心得のこと。	
14 致家業者、其役專可相勤事	専門業家の者(家業人)が心得るべきこと。	
15 諸士妄二他国出行之事	諸士の他国出行禁止のこと。城下を離れての一 宿は組頭の許可を要すること。	
16 歩行士之儀(略)万法度を守貞心之覚 悟可為肝要事	歩行士が守るべきこと。	

17 諸士役儀之時不可難渋事	役儀に関する不平禁止のこと。病者・幼少の者の 取り扱いのこと。	
18 專我慢、謗他人、企讒佞、乱風俗族之 事		
19 好無用之事、費金銀、当役難勤族之事	事 日常生活では金銀の浪費を慎むこと。	「当家旧制之法」
20 奢分過、尽美麗屋作停止之事	過分の屋敷作り停止のこと。	「天下之御制誡」
21 礼儀·礼物之事	近親・縁者以外への音信・贈答禁止のこと。	
22 衣装之事	衣装に関する品定(規定)のこと。	
23 饗応之事	饗応に関する品定のこと。	
24 私二不可結婚姻、幷規式之事	婚姻のこと。禄高百石以上の者の結婚は藩主に 伺い、再婚は家老の指図に従うべきこと。	
25 継目跡職幷養子之事	家督相続・養子・末期養子・隠居のこと。	
26 諸士二男三男召抱之事	諸士の二男三男を召し抱えること。	
27 人沙汰之事	諸士以下の沙汰のこと。	
28 喧嘩口論捕籠者幷走者之事	喧嘩・口論・捕籠者・走り者のこと。	
29 重科人申付場へ、うけたまわりの役人 之外不可推参事	重科の者の処罰のこと。	
30 失火之事	火の用心のこと。	
31 乗輿之事	乗興のこと。	
32 知行守護之事	知行守護のこと。	「元就公政道のため堅所被相制之法」
33 目付之者可心得事	目付の者が心得るべきこと。	

(注)「内容(大意)」欄は『萩市史』第一巻の301~303頁をもとに作成した。

萩藩における「御制法読知」の儀式と幕末 (山﨑)

萩藩における「御制法読知」の儀式と幕末 (山﨑

は本法のみである。(4)

その 流れる。その に の柱とする同法読み聞かせはどう扱われたのか。これら 幕府軍を撃退する。こうしたなか、 慶応二年 ったのか。 わ つき検討されたことはまだない。 れていただろうか 制定以後の歴史を検討してみたい 読 (一八六六) 4 また、 聞 間儀式が形骸化したり、未実施の か / せ (「 幕末期、 御 第二次幕長戦争が起こり、 制 制 定か 法読 萩藩と幕 5 知() 明治まで二〇〇 「毛利 幕府法遵守をひとつ 府の は、 関係は 氏家中の憲法」、 どのように は激変する。 车 萩藩は \mathcal{O} 時 行 が

に応じ、 章では文久三~明治元 政期の 〜三章では十一〜十二日の儀式の行われ 十一日と十二日に分かれて執行されている。 日 記によれば、 年 . О 「御制法読 動 向を検 知 討 でする。 でする。 は藩 出の身 方を、 第 以 分

一 正月十一日の「御制法読知」

食を共に 正 寄組 藩主、 萩城で 大組二番までの藩主御目見などが行われる。 する儀式 門、 は 毛 年 利家と古いつながりをもつ家臣ら 頭 (上段之間儀式 0 儀式が · 続く。 御 藩主 呼座敷儀式)、 在 玉 時 \mathcal{O} 元

> 二日 は 軍 藩邸では江戸詰め上級藩士を対象とした、 城本丸御殿で「御制法読知」 があり、 目 物初 御制法読知」 の本拠地 見、 は 三日は 大組三 \mathcal{O} 日で、 のち具足祝、 ・三田尻御船倉では船手組士を対象とし 馬 が行われ より寺 連 乗 歌 初 初 れた。 社 窺初と進み、 社 手斧初、 寺 組、 Ď が行わ 御 無給 以下各儀式をみる。 .目見などが 打初 通 ħ 最後の儀式として萩 以 る。7 下 読初、 町 また、 同じ日、 あ 人 る。 射初 中 萩藩 + な \mathcal{O} 戸 \exists 御

(1) 萩城本丸御殿

五六) 具 当たらないが、 全員が集まるわけでない。 兵衛日記」。 萩城本丸御殿で「御制法読 儀式出席者 (体的 にわかる数少ない事例である。 月十 中島は当時遠近方)。 正月十一日、 藩士中島市郎兵 日条に 出 席 出席者を明文化し 知 藩主の在国・ 者 \mathcal{O} が 、衛の日記安政三年 記 萩城での 行 述が わ ħ あ 在府に関 る。 る 儀式出 一中 たも ただ 席 ī 島 0 わ 者が 市 は 藩 5 八 ず 郎 見

之事

郡奉

行 非

外

支 門

配其

代

官御

御士

目 頭

付

中

罷 直

出目

聴

制

法

知

於

虎之間

奥平数馬

役読

其 御

持外

寄

御 組

徒士頭 御右筆

御

付当

役

には当 6 直 判 式 が遠近方や当職所役人らも主席しただろう。 藩 目 は、 組 役 主 持 付 在 出 席 全員が 然当役も出席する。 ち 当 府 郡奉 Ō 中 -のこの た ŧ 律儀 を筆 行 Ď \mathcal{O} は 成に出 支配持 頭に、 年、 代官、 御当役 席す 儀 式 非 (大組 目付らである。 は本 れば、 + 役 方 0 す 丸御 日 (D) 門衆、 なわ 上 組 の萩城本丸御殿 一級家臣 頭 殿 ち D 加判衆 虎之間 寄 物 記述に および上 頭、 組 藩主在 士 で行 寺 は での 国 社 徒 奉 級 玉 な 士 わ 元 役 儀 れ 年 頭 加

事前 事 る。 例 の通知 で 次は文久 元年 家臣 は参加を促す文書が事前に回覧され 八六一) 月の 門厚 一狭毛 利 家の

職者ら

総勢一

 \bigcirc

名近い

人々が

列

席

したことになる。

差 成 明 紙御 候 日 + 様 到 来二 日 御 当 御 付 「役中 制 法 御 様方より御非 御 点を掛ヶ差廻候事 読 せ候 条、 行役中 八 ツ 時 様 方え当 御 城御 ル 出 御 被

時 紙 が 加 月 判 + 口 登 役中) 覧された。 Ė 城 厚 よと 確認の合点を付け) か 狭 毛 6 \mathcal{O} 利家当 内 「非役中 容 目 で 主 御 あ 様 の元美に対 る。 制法読知」 」(非役の 差紙 元 美 を次 は Ļ を行うのでハツ 門 当 0 御 家へ 点. 7役中様-宛ての差 を掛ヶ」 廻した。 方

萩藩に

おける

御制法読知」

0

儀式と幕末

Ш

﨑

児玉 お 四 この 郎 兵 年元 衛 美は、 令寄 組 御 機 嫌 御 相 代 聞 を 理 を依頼 由 に 儀式 すると遠近方 を欠席し、

月 寄 + 組 浦 日条に 靭 負 0 Ł É 次の 記 記事が 浦 日 記 あ る 嘉 永 匹 年 八 Ŧi. に連

絡

L

て

な

頼 日 昨 候段 病 日 気之段 当 も相 7役中 達 遠 Ė 候 近 御 事 制 方 法読 ^ 達 知 被 代 聞 仰 之儀 付 候 段 ハ 根 申 来 来 候 刀 間 江 今 相

浦は + -日当 病気で欠席す 役中 から 御 ること、 制 法 読 知 代 聞 実 施 を \mathcal{O} 根 連 来帯 絡 が 苅 あ 0 たが 依 頼

たことを遠近方に伝えて

る。

か。 法令の写本が用いられる(読みは 本 儀 式 (「御正書」) の準備 「影之御 制 + とともに、 日 は法令読上げに使用される。 の儀式には、「当家 「影之御 「うつしのごせ 制 法 制法 と表 条 に記さ 々 11 ħ ほ \mathcal{O} Ž る 原

で保 を準 加 御 判 (存された。) 「御正書」は 祋 黒印 備 0 家臣 箱 ておくように指示される。 が は、 (陪臣 運び 九 日 通 御宝蔵頭人に対 出され 常 が 「御黒印 担当する。 る。 運 箱 搬 役 本 Ļ 15 来国 守守 入れ Ħ 翌 日 | 元加 御 6 宝宝 御 n 蔵 黒印 役が 御 カコ 玉 宝 箱 5 蔵 元

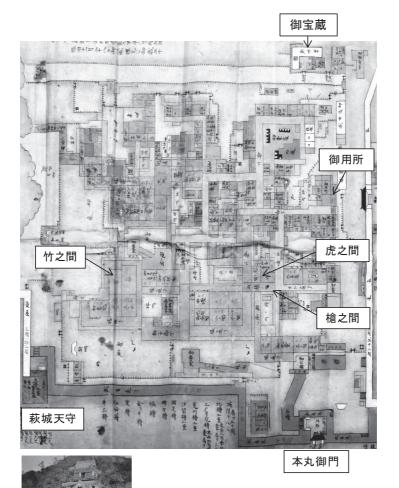


図1 萩城本丸御殿における「竹之間」「虎之間」の位置 原図:「萩城中図」(遠用物後期716)

六

る。 理する 役所」とは国 行う仕事だが、 影之御 直書役もしくは平番の右筆役) 正 「影之御制法」 書 方「影之御制 御宝蔵頭人へ (事前に読む練習も必要だろう)。 制法」 は 加判役御用所で翌日まで厳重に管理され 元加判役の 代 は読上げ担当 わりに の入った箱と箱の鍵を受け取る。 は受領 法 は、 彼の家臣が行うという意味だろ 詰 0 所 役人が借り受け儀式まで管 証拠として預手形 儀式での (御用所) が前日 読 と推測される。 「御役 上げ 担 所 が渡され · 当 に行 役

之間 で違 儀式 孫右衛門日記」嘉永三年)。 式場の違い るべ 問 題ではなく、 に V きではな 続く槍之間も使われたとする記述も 在 が 御 府 ある。 制法読知」 時は虎之間が式場とされた 1 在国 という認 藩主不在時には竹之間 時 0) は本丸御 行われ方は、 識 が あ 殿の竹之間 0 たか 藩主の在 ② 1 は用い は単に参 ₽ あ れ 参照 る <u></u>四 な な 玉 加 (「井原 V 十畳 人 在 数 用 虎 府

平番の右筆役が務める。 廻 \mathcal{O} は 頭 法 邸 現時 0 での 読み手は、 点でみあたらない。 儀 式 \mathcal{O} 巡 藩主在国時 を参考にすれば、 萩城本丸御殿での儀 後に紹介する江戸 は直書役が、 式場上手に法令 成式を描 在 府 藩 邸 時 1 Ġ た は

手 ŧ

萩藩における

御制法読知」

の儀式と幕末

山

﨑

11 \mathcal{O}

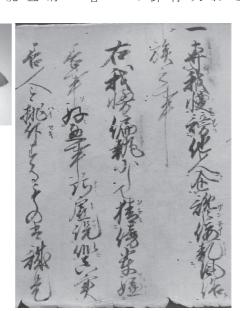




図2 巻物状の「当家制法条々」と読み・返り点のついた条文(部分) /県庁旧藩記録13

読 4 手 \mathcal{O} 役 人 が 座 り、 影 之 御 制 法 を 広 一げそ 0 条 文

4

b

げ

てい

ったと考えられ

され 使わ 文字に読みや返り点が記されていることである(図2)。 は 儀 このことは、 七 制法」 床 御 式 m 12 てい 当家制法条々」 \mathcal{O} 正 れたことを意味する。 つもある。 にも及ぶ巻物状の に藩主 間 K とはこうした巻物と考える。 る 飾 は は出席し (巻子 この巻物が、 6 多くは れ 藩主に代 たの 形 な の原本は 態 ではなかろうか。 V) ŧ # わ 0 子 がある。 - 「形態だが、 当 + 内容を声に出して読むために り、 藩主黒印 「館毛利 日儀 現在、 象徴的 これ 家 の押された法令原本 式で使われる 文庫に その に式場 重要な点であるが 毛 利 の大きな特徴 博物 なかに全 にはそ 館 手もし 「影之 0 12 長二 写 所 は が 蔵

> を行 に江

き来する。

戸

_と 国

許

が が 儀 < 汳 式 守 一納され 終 は お 護 日 右 了 御 筆 後 儀 宝 L が . る。 式 て御宝 蔵 は 儀 加 通常 に返却され 判 式終了後、 影之御 役 蔵 0 暮 に持参 御 制 前 用 法 る。 所 御 「日入前」 は、 正書」と「 + 返 預 日 却 + 書と交換で返却す 同 す 様 Ź に終了した。 H 中 影之御制 加 御 判 役 直 正 書役 書 0 家臣 法 t

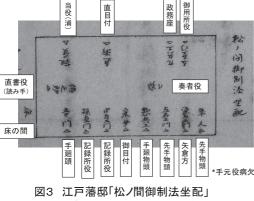
2 江 戸 邸

とされ 江 玉 藩 御 戸 許とは 主 留守 たが 制 0 法読 在 中 逆に、 府 記 知 . は 録 在 が 右筆役が勤め 藩主 所で行わ 玉 行わ E 在 関わらず、 ħ 府 れた年 る。 時 には 多 る もあ くの場合松之間 直書役、 江 直 戸 書役は る。 藩 邸 法 藩 で 藩 令 t 主 Ó 主ととも 在 読 + が 式 4 手 時 日

12

は

読知 背に に様子 ては での 手 3 た 安政三年。 (弘化五 Ď 図 江 Ĺ 床 直 戸 が 部 て読み · を描 書 浦 に 御 0 藩 あ 間 屋 年 制 役 日 0 記 な H. 义 る V 法 邸



(「浦日記」弘化5年1月11日条)

八

目付、 座 が並ぶ様子が描 り、 その 用 所役. 左右 がれる。 人ら江戸藩邸に駐在する上級家臣 当役 下 浦 手に は奏者役が座る。 手廻頭、 記 録 所 役、 一二名 直

以

3 三田尻 御船倉

が 法読知」が行われる。 あ る(文化) 一 日、 萩藩-一年一月十三日条)。 水軍の ,根拠: 「当職 地、 所 日 記 田 尻 に 御船倉でも 次 のような記 御 制

付 例 過 相済、 致 ル十 出 . 勤 候 且 日 処、 御 御 船倉 船 無替 頭 於 衆 儀 御 江 作事 相 如 済 例 方、 候 年 御 由 原 制 御 田 法 手 読 斧 小 右 知 始 衛門 被仰 御 規 ゟ 付 式 相 候 如

衛門が + ことを当 衆」 制 日 が行わ 法 監視役として派遣され、 す 同 読 な 御船 内 職 わち三田 知 容 所 れた。 倉 E 0 が確実に行われるよう当職 報告し の作事方で手斧始が行われ 記事が 儀式には萩から蔵元検使役原 尻在 てい 記 住 録され 0 る。 船手 帰萩後儀式が実施され ており、 当職 組 士を対象に 所日 船手 記 所が たの 組 注視 に 御 ち、 士 は \mathbb{H} ľ 小右 \sim ほ 制 船 7 \mathcal{O} ぼ た

たことがわ

カュ

る。

他

組の

例にならえば、

三田

船手組

を管轄する船

手

組頭

(寄組

士

000石 尻での

おける

御制法読知」

の儀式と幕末

山

﨑

頭

届

候

施されるよう萩から監視役が派遣され、 参加しなけ に完了が報告されるルールであったと考えられ 上 を中心に行われるべきだが、 ればならない。 頭不在でもきち 彼らは 帰 んと儀 萩 萩城 後 0 儀式 式 が実

正月十二日 の 「御制法読 知

読知」 士は 八二八)一月十二日条に 月 様子をみ 知被仰付候事」とあるように、 + 組 所属する組ごとに が 日の儀式 に編成されている。 Ź 行われるのが例年のことであった。 に参 加 開催される儀 しない 例年之通 「密局日条」 大多数の国 各組 頭 式 於組 に \mathcal{O} 文政 出 許 屋 頭宅 敷 席 灌土 十一年 する。 以下各 で 御 一は、 御 制 制 法読

御手廻 頭 公伝」『もりのしげり』)。 役や奥番 するものを以て編入組織したるの総称」 組 以 (二名) 下、 組 頭 遠近附、 が組を統括す 小 手 姓 廻 儒者、 役などがこの 組 は、「藩主に近仕して各其 医師、 寄 組 士 組に属 膳夫等が含まれ 一から任命される手 たし、 である。 身分的 職 る 記 務 に 廻 は大 服 所

組浦 靱負は 天保十四年 (一八四三) 月 ょ ŋ

九

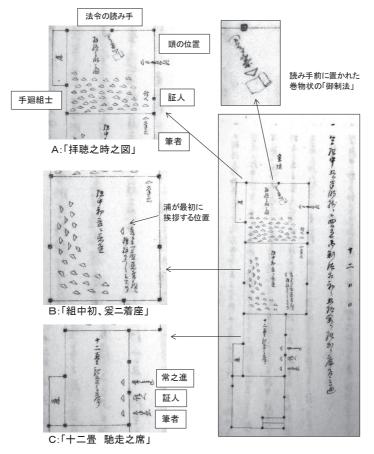


図4 御手廻頭時、浦邸での「御制法読知」 (「浦日記」天保15年1月12日条より)



下の区画は「浦靭負下屋敷」とあり

図5 萩城下での浦屋敷の位置 **慶応元年「萩御城下絵図」(58絵図414)より

ツ 化 前 めて儀式を主催した際 一過ぎ 九 時 年 天保十 は 在 頃 午 国 前 に Ė 八 + 在 藩主 年 四 萩 七 時 一月十二日条には、 0 頃) は在 御 九 手廻組 府。 から書院で儀式が始まる。 月まで御手廻 0) 様子が図 **図** 4)。 士 が 浦 入りで記されて 十二日 御 \mathcal{O} 2頭を勤 屋 手 廻組 敷 五ツ半時 に 8 温頭とし 集まり、 た。 Ŧi. つて初 _ 名 浦 1 午 兀 る 日

ほどが

を参加

ï

てい

る。

儀

楊

井、

組

人

役

か

6

B に と記 側 屋 Cとする)。 心した控 \mathcal{O} 0 拝聴之時之図」 义 記され 入室 白印 様子を描く。 4 には てい 0 0 横に 間 兀 △印に る。 の様子を描く。 Α 0 В \mathcal{O} 「爰ニ而 とあ С 部屋 おそらくB В は は 旦着座 かり、 組 異 が な 描 応着座、 中 か 「御制法読知」 る 初、 は、 れる して組中の 時 同 間 儀式開 爰二着 が揃ったところで浦 の (便宜的 組 様子を描く。 挨拶 者に 始まで組士 座」とあ が に 行わ いたし <u>`</u>上 挨拶をし カュ 'n ŋ 6 た部 が 候事 Α Α は 待 右 В が

n 座 が 会場Aでは、 その下 役)、 - 座に 部 般 屋を違えて 組 組 士は 右手上 の証 Α 人 の下 (組 の 控の Δ 士 一の位 手半分に着 間 一中からア 置に手 В に 手 選ば 廻 廻 座する。 組 頭 れ る組 頭 \mathcal{O} 筆 \mathcal{O} 者 の取 浦 部 役 が

おける

御制法読知」

の儀式と幕末

Ш́

﨑

そ

カコ

らAに

4

なが

移

動し

たと思

ゎ

れ

る

読知」

が参考となる。

てい である。 筆役楊井常之進 ていくのだろう。 の)。「影之御制法」 あろう(もちろん、 上 手 る。 中 央 これは法令読み上げに 注目したい 「常之進」 である。 は、 のは とあるの 萩城で使用されるも 浦は 少しずつ広げられ読み上 彼 \mathcal{O} 前に 前 が、「 用 日 . 描 か 彼 い 御 る E 制 れた巻: 読 「影之御 法 4 Ō 手 と 役 読 物 は 4 制 状 一げら 手の 法 别 依 \mathcal{O} 0 ŧ 頼 右 ħ で 0

大組 組は 二菜之膳」 核的藩士 るので、 川 も「甫!" は八○名程度で構成される。大紀 (13) (13) 式終了後、 大組 この部屋が使われたことが が振り は八八 が舞われ 組とも た。 11 V) 証 C に 藩主 大組 石 「十二畳馳 筆 者 馬 わ 士 廻りを務 が :属す組 かる .対する 浦 走 之席 であ 8 る る。 藩 御 制 0 汁 中

その 頭として初めて「御 あ まで大組 V 浦 た にく前年十二月二日に父房伴が死去し忌中であ 靱 制 負 法 X 読 \mathcal{O} 正 は、 知 組 月 頭を務り 萩 天保 ŧ 城で 浦本 五. 8 制 の 年(一八三四)十一 た。 法読 人は臨席せず、 連 天保六 知 の 儀式を を行うところであ 年一 欠席 同 月十二日、 月より ľ 組 頭 翌 組 0 益 年 士 0 浦 った。 たが 五. 田 は \mathcal{O} 月 組

内 六 日 月 記 管轄する大組士に対 に は十二日までの経緯を次のように記 代 行 を依 頼し た。 į その 十二月 ような年 御 であ 制法読 る が 知

実施 制 儀 相 0 に 控えたものである。 行く。 法読知」を行うことが確認される。 式 唱」 御 の触を出 制 0 を理由に会合を欠席した。 九日 代理 法読知」に出席すること、 出席 大 す。 組 組 を依頼する。 八日益田七内へ書状を送り、 浦は十一日も登城し 頭 0 初会合が行わ 組証人も直接益 十二日組中での 実際は忌中で出 ただし浦は れ な + 十二月 囲に 日萩 気 城 依 席 御 分 7 頼 \mathcal{O}

<u>ئ</u> に食事 組中 ľ な 右衛門。 る(益田自 を送り御礼を述べてい 組 宅 十二月 ī 頭 を振る舞 \mathcal{O} \mathcal{O} が 宍 組の は 御 益 1身は午 戸 + 益田七内が九ツ 田 音 証 制 0 に挨拶したのち、 闁に 日 0 V) 法 人と考えられる。 萩 ち 読 前中に自分の 知 城 代聞し 浦 終了後、 での は が すぐに益 開始 てもら (正午) 組証 御 だれた。 組の儀式を行っ 制 益 儀式終 5 法 田 人も見送るなか 田が たため 読 過ぎに浦 御 知 書院 読み手 了後、 礼 も欠席 0 宍戸 0 使者を送る。 邸を 間 浦は は末 たであろ K に 益田 益 訪 国 入 t は 治 n れ 同 田

> 9 <u>=</u> 言師 寺 社 文久三年 (一八六三) 社およびこの組の藩士を管轄する。 わ れ る 組 等 成 衛 同 である。 〉汰相成 今日 候得とも 役乃美小源 社 御制法読知」 技芸ヲ 寺社 奉行児玉 暫 候計 組 役 寄組士から選ばれ 以 は 匹 出 = 郎 ...勤 太も病気差湊候 兀 テ仕フル 儒 而 兵 被仰 郎 一月十一日条に 者 現勤 に関して、 衛 兵 付 御 衛宅御制 不 医 用 モ 候 相 師 ノ ヽ 段、 埒 勤 明 る寺社奉行 中 書 候 寺社奉! 候 弾 二 法之節 階 画 \forall 付、 付 正 級 島 次 家 殿 0 市 御用 半兵 裏判 記 郎 行 $\widehat{\neg}$ 相 兵 ŧ 載 0 が 馬 衛 湊 椋梨半兵 伺 衛 屋 ŋ が 師 沙 有 日記 あ 敷 \mathcal{O} ハ 汰 之、 で行行 る 内 L 御 寺 げ 相 狂

梨の 組卜 た。 るはずのところ、 制 衛を暫役とすることを当役益田 源太も病気で出席 立ててでも儀式が実施されることがわ 法 社 「読合」 暫 しかし、 奉行児玉四 ツ プの 役は は、 都 不要とな 児玉 合が 郎 寺 児玉が き悪く出 兵衛の 社 \mathcal{O} できな 用が済み出 組 0 たとい 士 席 が集まり V 御用で 屋 ため、 一敷で「 が う。 叶 都合が 席 弾 わ 行 寺 御 な 可 正 に 遽 制 わ 社 能となっ か 場合に 'n 奉 .悪く、 伺 法 裏判 るも 行屋 読 る 11 出 知 役椋 たの 同 のであろう。 一役乃美 許 が で 一可され 梨半兵 行 わ 尔 れ

徒 \pm 御 徒 士 組 は 藩 主 行 列 0 前 臣を務 8 Ź 地 徒 士

供

徒

士

で

構

成

ž

n

る

扶

持

方

五.

人

高

五.

石

以

下

とい

う

記 士 少 より 0 の屋敷で行われ 禄 n 文久四 高 0 の 組 000 にであ 年) () () () (元治 る。 た。 彼 _ 元年) 組を管轄するの 0 らに 徒士 対す 「頭を務めた児玉 石 月 0 Ź \mathcal{O} 大 様子 組 御 が 士 制 が 徒 カ 法 判明する。 士 6 惣 読 頭 選 兵衛 知 ば 歩 ŧ 0 れ 行 日 徒 る 頭

遠近

付

 \pm

および

無給通

议

下

大組·

士

に準

Ü

る身

分だが

給

今朝 之両 組 五 之内 半 時 御 揃 ニシテ拙さ 徒 士 江御 者. 制 宅 法 読 二 知お か で萩弁 引続今度被 近在在 仰 宅

候

御

軍

律

読

知

被

仰

付

候

付

わ

れ 年

0

軍

律」

ば

る天文二十二

年

五. が

五. 行

0

法

令

 \mathcal{O}

読 御

4

聞

カ

せが と呼

同

時 れ 九

に

行

わ

れ

た

後

(述)。

0

は

特別

な年で、

萩では十

月に

御

制

法読

知

に

集

合

Ĺ

御制

を

聞

い

た。

多く 廻 が 行 組 玉 五. Ö で わ \mathcal{O} 半 屋 時 れ 軍 で 右 た。 敷 は 午 律 筆 12 一役に読 لح 読 集合 組 前 あ は 4 \mathcal{O} 九 手 証 Ĺ 時 み手を は 人が 頃)、 御 組 軍 御 方に そ \mathcal{O} 制法 萩およ 律三方ニ居之差 依 \mathcal{O} 証 役を 載 人境 頼 読 載せられ び 務め たが 常次郎 知 近 لح 在 た た よう \mathcal{O} が 出 御 御 御 務 n っであ 置 徒 は 8 軍 軍 律 特 た。 律 士 読 拙 る。 組 别 者 を で 知 士 御 取 読 た 丰 が

> 判 各

り上 終了 例 人境常 年、 後、 げ、 次郎 それ 汁二菜菜 番 頭 を読 小 白 倉 野 みあ 小 與三 幾 付 太郎 郎 げ 飯 たの 6 が 組の 栗 振 栖 は 舞わ 児玉自 又 主だった者に対し 助 れた。 身であ 厩 方渡 酒も出 辺 0 如 証 式

な 地を与えられてい 11 無給 通以下の扶持米・ ない 遠近付 浮 米支給 \mathcal{O} Ψ, なら \mathcal{O} 藩 び 士 た に給 5 地 は を持 蔵 元 た

а 裏 勤 判 (「当職 衆 • 香川作兵等 所 月記」 衛 天保三 御 制 年 法 読 _ 月 知 十二 被 仰 日 付 条 候 付

蔵

元

出

b 裏 衆 判 日 条 衆御 遠 近 制法 方 衆 読 人充 知 = 出 付 勤 御 蔵 同 元 出 文 勤 政 御 + 手 年 元 • 月 両 + 人

種 役、 С 日 遠 記の一 近付中 筆 蔵 者座 元 両 月 日 御 人役 + 帳 制 法 一日条に 天保七 読 遠近方、 知 被仰 には、 年一 付、 当 月 職 \mathcal{O} 十二日条 裏判 日萩 手 元 役 城 役 出 \mathcal{O} 6 勤 御 が 蔵 出 御 元 勤 玉 裏 加

t ゎ 御 遠近付 制 カコ る 法 読 士を対象とする儀式 知 慶応二年正 が 行 わ 月十二日 れたことを に裏判役が 萩 示 す \mathcal{O} 記 御 述 蔵 出 が 元 席 あ で 無給 たこと ょ

萩藩に

お

け

る

御制

法読知」

0

儀式と幕末

Ш

﨑

御制法読知」 の儀式と幕末 Ш

裏判 蔵元 島市 下の を対象とするものが実施されたと考えられる。 一役が 一両人役と御中間 郎 藩士を対 兵衛日 出 席し遠近 記」にその 象とする 付士を対象とするも 頭が座している。 図が描かれており、 御 制 法 読 知 御蔵元での儀 が のと、 行 わ 上座左 れ 無給 た。 武は、 通 右 中 以

Ξ 御 制 法読知」の儀式と藩士

(1) 元文四年(一七三九)

時 の態度につき次の法令が出ている。 法制定から約八〇年後の元文四年正 芦、 御制法 読 知

Ē

各ゟ致 総而 宜敷、 正 一月於御 行規不宜相 演説内意申達候様との御 手を突、 行規能拝 殿 御 制 見候、 聴有之可然との 法 拝聴可有之事ニ 読 知 重キ 被仰 御式目御 付 候 事 節、 候 儀 御座 間、 = 御 黒印之儀 拝聴之: 候 向後 座 候 衆 ハ 心心得 二层候 此段 近 年

但、 無之様 而 御当役中之儀 拝聴之衆とハ其心得差別有之段をも屹と 口上 而演説 者御条目被仰 被仰付候 渡候 御 役筋 二付

未正月

内容は うな趣旨である 主 「此段各ゟ致演説内意申達候様との御事」とある (加判役中) に対し、「口上」 (口頭) で申し渡された藩 「内意」の内容を書き留めたものである。主文末に 法 令に差出、 「当役中」 あ から家臣たちへも通達された。 で先 は な 1 が 藩 三首脳 部 「当役 次のよ ので、 中

衆」と態度に違いがあってはならず、 であり、 黒印のある重要法令なので、 者 るようにとのことである。なお、 は法令を家臣に仰せ渡す立場なので、 「各ゟ」(加判役中より)家臣たちへ演説し内意を伝え 正月、本丸御殿での (「拝聴之衆」) の行儀がよくない。 今後よく心得て行儀よく拝聴せよ。これ 御 制法読 家臣は手を付 当 知 「役中」 (加判役中) 家臣たち 御制 あえて「当役中」 0) 際、 1き拝聴 法 近 「拝聴之 につき すべ は 年 1番主 出 き 席

ている。 どであろうか。 る家臣たちの よく拝聴」すること、式場では手を付いて拝聴するよう へも申し渡しが命じられたという。 法 制 定から約 私語や途中退出、不謹慎な態度 「行儀よろしからざる」 藩は 八〇年後、 藩主直々の 御 制法読 「内意」 知 態 速度が問 として、 (居眠り?) な 0 儀 式にお 題 となっ 儀 け

せた点に、 命じる。 この元文四年令に 文書での 徹底を図 さら に 通達に終わらせず、 より、 りたい藩の強い意向 加判役から家臣たち 法制定以後、 藩首脳 が感じられ 「御制法読 t 部 「演説」さ へ「口上」 いる。 知

が正月儀式として継続的

に実施されていたことが読み取

ても無 れる。 カコ か 少なからずいた。 せ時には手を付いて拝聴するよう命じ、 /理から しか 重々しく執り行われるよう注意を怠ってい し式場では、 ぬこととは思う。 毎年の儀式であり、 真剣な態度で拝聴しない家臣 しかし 藩は、 気の緩む点があ 儀式がおごそ 法令読み聞 ない が

2

る義務があっ を聞く 理由で欠席する場合は、 前に回覧され出欠が問わ 前述のように、 「代聞」者を指名し、 藩士には儀式開催を伝える文書が事 必ず本人の代わりに れる。 儀式担当の遠近方へ 「気分相」 腹 「痛」 御制 報告す などの 法

門日 判 説明する一三年間の状況をみると、この 記) 所役を務めた井原孫右衛門の日記 を頼んでいる。 弘化二~安政六年 ほぼ二年に一 <u></u>八 四五 度は 了 五 (「井原孫 間 欠席したこと 井原は 九 六回 右衛 分よ

1)

萩藩における

御制法読知」

の儀式と幕末

山

﨑

倅を出席させた例もある。 的 実態であった。 儀 になる。 いう正当な理由 脱礼を取 なものも多いが、「明日出勤モ有之」(仕事の り扱う。 記録所役は御手廻組 欠席理由は もみえる。 そのような役職者でもこの 「代聞」 「不快」「煩之唱」 に属し、 は同僚に 藩主近くで儀式 · 頼 程 (都合) など消極 程度の ほ L 加

まあよい 認める現実的対応をした。 むを得ない 聞」が続くのも憚られるが、 11 ていても、 なく拝聴したという形式を重視した。 もちろん藩は全藩士の出席を原則としたはずだが、 か 理由 出席すべきすべての藩士が というのが本音ではなか (線引きは難 藩はたとえ 毎年律儀に出席しなくとも ï (V) が 0 あ 「代聞」 御制 たか。 ń 藩士 ば 法」を間 一側も、「代 代 が含まれ 聞 違 of.

礼であったろう。 依頼にはこのような礼儀が必要とされ、 聞」を寄組児玉四郎兵衛に頼み、儀式終了後の夕方、 書状を送ってい 玉を自宅に招き御礼 (一八三五) な お、 厚狭毛利 に浦は、 る。 代聞」 元美は、 上 に 「代聞」者宍戸音門に翌 級藩士 料理を振舞った。 依頼は、そう軽々し 文久元年 (一八六一)、「代 の例ではあるが、「 それを欠けば失 また天保六 百御 行為で 代 礼 聞 児 , -の

もなかったように思われる。

四 幕末期の「御制法読知」

たか、文久三年~明治元年につき検討する。(15 二〇〇年の時 記すことに、 あるいは元就以来の旧記を考えて」この法をまとめたと 守るの事」か した。こうしたなか 制 定 時、 藩首脳. が過ぎ、 ら始め、 条文を 部 「御制法読 「天下諸 幕末 奥書に「天下御制法の旨を受け、 は何ら疑問を持たなかっただろう。 期、 事 知 萩藩と幕 の御制は がどのように扱 法よろしくあ 府 0) 関係は激 わ 変 れ

(1) 文久三年 (一八六三)

あり、萩城での「御制となった。「恒例於御 奉行邸での儀式に関する記事があるので 京中)。ただし、「中島市 原田氏) (「御慎中ニ而」)、翌三年の萩城での正月儀式 文久二年十一月九日、 組ごとの儀式 が萩で死去した(『もりのしげり 御 は例年通り行われたとみられる。 制法読 城之御 郎 藩主敬 知 兵 制 衛日記」にはこの年の 法も も中止され 親 0 読 実母 知不 (前述)、 ف ف 被 (斉元 た 仰 (敬親 忌中の 付 候 は 側 寺社 は 中 + 室 た 在 لح 止

(2) 元治元年 (文久四年・一八六四)

て敬親に

拝謁

する。

二

敬

親

は

鎧

直垂姿で豊栄

あった。それは前年の政治状況が大きく影響しの「御軍律」読み聞かせを同時に実施という異 小 袴姿で儀式に出席、 元 すなわち、 治 元 年の ①山口と萩で別日に実 御 制 法読 ③天文二十二年 (一五 知 は 例 年 が施、 とは まったく異 2 五三 藩士 た 例 が 0 胴 制定

を強く意識した軍装での行事が行われる。 年者御目見其外何も御 じめ重臣たちは山口に居るが、萩に残る家臣たちも多い。 損害を被る。 で攘夷を決行し外国船に砲撃を加えるが、 萩城から山口 を着して元日儀式を行い、 省略された。 はまだ未整備で狭く、 を失い、三条実美ら公卿が萩藩に下る。毛利家の名 年者御目見其外何も御略式」とあるように、山口の施「(山口の) 当御屋形真之御仮住居御手狭之事ニ付、 このような状況下、元治元年正月を迎える。 文久三年四月十六 京都での勢力挽回が藩にとり大きな課題となる。 そうしたな 八月十八日政変により萩藩は京都での勢力 \sim 移す (山口移鎮)。 日、攘夷戦を見据え敬親は居 正月儀式の多くは簡 なか、 同 日 攘夷実行とい 重臣たちも 五月十日萩藩は 、う臨 敬親 略 反撃を受け 化も 胴 着 は 戦 敬 鎧 体 しくは 親 所 袴 直 制 下 大 関 な 垂 口

ほ か山 口諸社を参詣、 八日も同姿で興国寺参詣を行う。

諸隊 世子元徳は二 ・農兵巡見などを行い十日山 日 Ш П を発ち、 瀬戸内 [口に帰 沿岸 還 すの

とが家臣 山 「口ハ定日、於萩ニ来ル十八日」に行うこと、 日 に通 御制法読知」とともに「軍律読 知され、 十月、 今年の 御 制 知」を行うこ 法 読 知 式 は

は 胴服小袴着用」するよう指示があった。(21)

軍律」

とは、戦国時代の天文二十二年

五.

五三

令を指す 九月二十一日、 (『毛利家文書』六一三)。 毛利元就・隆元連署で定められた次の法

条々之事

候共、 候者 動 かけ引之儀、 忠節ニ不可立事 可為不忠候 其日 く 之大将の背下知候て仕 縦何たる高 名、 又遂討 死

小敵、 少も見え候 後さ様仕候する者可放被官事 又ハ一向敵も不見時、 其時 引 候、 ふかく行候て、 以外曲事候、 於以 敵

敵を追候て出候 共不可立 ん者ハ、是又面目うしなハせ候ハん事、 ん時も、 分きりを過候て出 縦忠候 候

萩藩における

御制法読知」

の儀式と幕末

(山﨑)

番 事極候而こらへ候ハん所を退候 二退足立候する者を被官可放 ハ ん者を者、

所詮其時之大将、 き候する者ハ、 何たる忠成共、 次にハ時之軍奉行申旨をそむ 忠 節ニ立まし

ŧ 照覧候 此前を不可違者 右五ヶ条不限此度、

於以後当家可為法

度

候

神

事

天文廿二 九

月廿 日 隆元 (花押)

元

就

(花押)

動、 に山口へ送られる。 堂まで持ち運ぶよう指示が下る。 に決定され、 戦闘時の重要原則を定めた内容で、大将の下知に背く行 命令に背く行動を禁止する。「軍律読 敵前逃亡、過分な追撃、 萩の御宝蔵役人に 勝手な退却、 「軍律」 日 御制 知 原本を山 大将 実 施 軍奉行 П は 四 政

 \mathcal{O}

じられた。 祝となる。 浦 百記」 日 Ш 具足祝では出席の上級家臣には甲冑着用が命 に 浦は甲冑を風呂敷で包んで政事堂に持参し П 記事がある。 での 御 制法読 略式での 知」「軍 物初の儀式 十律読. 知 具足 0

七

藩に お がける 御 制 法 読 知 0) 儀式と幕末 Ш 﨑

引続 終了 読 作 衛門介が行なっている。 府毛利家世子)、宍戸備後ら一門および寄組士 司 法どお 知 ÏZ 所 御 で 制 加 となった。 法 り、 窺 L 甪 た 初が L とあ 直書役もしくは右筆が行ったはずであ 0 式 行 は 浦 ŋ, 藩 わ 臨 主敬 れ、 W 日 だ 軍律」 記 御 親 その 兜 制法」 に 世子元徳、 のち は 読 は 着 4 用 「軍律読知」「 Ŀ 読み上げ 御軍律右衛 せず げ は 毛利 烏 加 帽 は 判 宗 子)。 十一名。 役 菛 Ħ. あ₂₃来 益 介 郎 御 田 読 制 長 \mathcal{O} 右 知 法 足

> 攘 胴

十九 +日 口を発し 日 五. カ の上覧 E 日 6 日に実施された。 での は壬戌 には西 七 て萩に入る 見など、 日に 御 [教練場 艦 制 運 カ 法読 用 け 防 試験の 衛 で大砲・ 霊社で臨時祭を行うため (居所 知 これに先立ち藩主敬親は十二日 体 制 は、 視察、 \sim は明倫館)。 歩兵 強い 予定の十 関心を寄 菊 ケ浜 騎兵教練を上覧、 八日 その目的は 土 せ 塁 より遅 で 巡 あ 0 + れ 五. Ш 7 萩 +

行

用 述 こうしたなか、 兒 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 玉 ように とあ 知 0 屋敷に が行 り全員が 児児 お 玉 徒 れ た 25組 惣 九 日 胴着小袴姿で出 兵 衛 萩 士が集合し 日 で 日記には 記 御 によれ 制 法 席して 孰 読 御 れも ば 知 制 法 が 胴着小 1 読 る。 行 \mathcal{O} 知 わ 日 袴 藩 れ لح 徒 た \mathcal{O}

士

まわ 指 したはずで、 示 る異例の雰囲気であ 通 ŋ Ć あ る。 、この 他 日 組 \mathcal{O} で 萩 ŧ 0 ^表は、 同 様 胴 に 着 小 胴 ・袴姿の 着 小 袴 士 用 が で 歩 出

であ 識させ、今後予想される戦闘 全藩士が各所に る場として利用された。 ける古くからの 着 夷 われてい Ш った。 小 П (外国との交戦) 袴姿での 萩両 な な い 26お 所で 集まる きまり 出 席 、行わ 軍 指 律 とい 示、 御制 ħ (天文二十二年令) 読 藩の意図を一 たこ くう臨戦 知 「軍律 法読 時 \mathcal{O} は での秩序、 読 年 体 知 \mathcal{O} 0 制 知 年 斉に伝える上 0 下 御 を \mathcal{O} \mathcal{O} 場はうってつ 制 みで、 家中 を再確認させ 同 毛利家中にお 時 法 実施 に強 読 翌年 知 など、 < ゖ は は

(3)慶応元年 (元治二年・一八六五

この年の 城 本 慶応元年一月十 丸 |御殿で実施されてい 御制 法 読 知 日 は、 は、 元治 る 月遅 0) 内 .戦の n の二月十一 最中に 迎 日に えた。 た。 27

を失う。 は 8 京に 存 前 続 年 軍 0 元 朝 を派遣した萩藩 危 治 延は 機に直 元 年 t 朝 面する。 月より 敵 毛 は 慶 利家 元治元年 応 禁門の変により多く 元 年 0) 七月、 追討令を二十三日 月 ま で 名 \mathcal{O} 誉回 間 [復を 藩 萩 求 発

じる。 敬 主 心 派 月 自 をう 親 刃させ、 張 地となる。 が Ŧi. 台 日よ į は居所を Ú 頭 れを受け る V) 次 急進 炣 長州 月 萩政 Щ 玉 幕 連合 派 + П 進 内 か で 出 府 府 派 7ら萩 は幕府 艦 兵が は 0) 旦 は勢力を減 (保守 弾 隊 八 が 開 月二日 へ戻 圧 禁 削 始され ŧ 派 下 強 \mathcal{O} L \mathcal{O} 関を砲撃し じ 諸 純 \Diamond 変 は幕府 る。 7 る。 \mathcal{O} 萩がふたたび 大名に毛利 罪 恭順 V そう を三 く。 藩軍事力 の 前 を主張する保 一家老に負 謝 十月三日 年に 罪 家 た この主力を 政治 続 な 追 く大 恭 カ 討 顺 こを命 b 藩 \mathcal{O} 打 を 中 主 戸 せ を

な

す諸隊

も解

散を命じる。

が

制

政 建

由 萩 藩 襲撃する。 功 政 内 Ш 隊に敗 府 は ic 寺 日 応 正 対し で挙兵 内 月十 月 軍 元 点に 儀 年 لح 戦 萩 諸 状態となる。 式 元 退。 諸 主. を行 隊 政 隊 は実施予定で、 日 日 十六 府は と t 請 わ \mathcal{O} 遊 保守 萩 撃隊 月 戦 願あ な 政 <u>二</u> しも赤 闘が いことを決 府 派打 ŋ • は 力士 月六 五日 ٤ 村で諸隊が 起きる。 倒 当 遠近方に通 を目指さ て萩 一隊を率 諸 日 時 隊 8 節 鎮圧 十月 美祢 るが、 \sim 柄之儀」 す 萩 \mathcal{O} 11 高 知 政 萩 郡 軍 進 下 -関新 杉 府 大 政 0 擊 晋 御 田田 を 軍 派 府 とい 開始 御 制 を破 造を決 地会所 作 軍 絵堂 宝 法 が は う理 蔵 読 る。 す 長 大 Ź 頭 田 で を 府 知 8

> 之趣 知 た。 人 ように、 混 明 とする萩政府とす 御 雑ニ付、 有之、 + 「此内以来之戦争 は 御 法 ぜひとも実施したい 目 読 黒 戦 知 先延引 御制法読知今日 印 闘 箱 例年之通 が を実施する余裕は 続 被 の き、 'n 準 仰 · 二 付 備 付 御 ば、 諸 候事 制法読. を指示 隊 而 ハ先延引被仰 その象徴 が萩 候」 であろう。 する。 知可被仰付 に と急 無 御 無(28)るな, 城 ともな 其 幕府 遽 付 外 延 か、 諸 之処、 候 朔 る カコ 事 向 が \mathcal{O} L 萩 . 共殊之 御 恭 涌 式 とある 政 知 制 順 前 府 され 詮 を第 日 議

期された じら に 御 府 百 実 結 止 萩 (施さ 通 [する。 戦 員を退役させ 成され、 制 では内戦終息を求める中立 知され、 れ 法 る。 読 れ 0 動きが 知 御 敬 翌 日 親は + 制 十六日藩主 を十 法 九 る。 日 日 読 内 始 組 型別でも行われた。「御 (22) 萩城本丸御殿竹之間で 御 戦 知 ま 宝 日 終 り、 一敬親に 蔵 に 結に動き出 0 実施 頭 実施が通知され 政 入へ 府 することが 止 近派家臣! 員交代が 戦および 「御黒印 Ļ 二十八 団 進 箱 遠 る。 政 制 鎮 む 府員 法 御 近 な 読 方 日 静 制 0 保守 (交代 カコ 숲 月 知 法 準 カコ 議 読 備 6 八 目 家 を \mathcal{O} 知 が 延 派

九

おける

御制

法読知」

0

儀式と幕末

Ш

﨑

実

施

は

藩

内

を鎮

8

藩主を頂点とす

んる藩

内

秩

序

0

正

が 命 臣

萩藩における「御制法読知」の儀式と幕末 (山﨑

ではなかろうか。化を図るひとつの手立てとして、効果的と考えられたの

これを契機に 内戦に至 刑される 五月二十日のことであった。(30) という趣旨で、ここに抗幕政権が成立したとされる。 ては恭順であるが、 是が定まる。 内戦は終息をみる。三月二十三日には 二~二十四日萩で全家臣団を参加させた臨時祭礼を行 重鎮椋梨藤太らは海路萩を脱出するが、 ない。 もちろん、これにより藩内がすぐに安定したわ 岩国藩を加えた本支藩 十 一 った自ら (閏五月)。 三宅紹宣氏によれば、 日夜、 諸隊が萩に進 の罪を謝し祖先 もし攻撃を受けたときは武 鎮静会議員三名の暗殺事 敬親は藩内安定の 軍、 萩を包囲 体 :の抗幕 の加護を祈る。 これ 「武備恭順」の ため、二月二十 [する。 体 は 捕縛されのち 制 「幕府に対 件が 0 保守派 確立 力で戦う」 ここに 発 生 は け 藩 閨 た 処 で L \mathcal{O}

静化 読 が実施された。 知 しつつ、鎮静会議員および長府毛利家主導で この が 図られていた時 ように慶応元年は、 が 実施された背景に 二月 八日 期であった。 5 は、 ÷ 月 長い 日 遅れで「御 は 伝統をもつ 延期された 諸 隊 \mathcal{O} 制 動きをけ 事態の 法 読 御 御 制 制 知 鎮 法 法

> 読 う単純には進まなかったのだが 内 結 知 束 \mathcal{O} の期待 効 力、 が 式実施がもたらす藩内 あったであろう。 実 秩序 には、 の安定化 態はそ

(4) 慶応二年(一八六六)

する。 に派遣 + 日同 これあり」として再征討を企て、 月十一日・十二日は、 を深め、 たなか、 応 地 日朝廷から征 将軍 で薩長同 Ļ 元年四月十 慶応二年一月七日木戸孝允が上京、一 萩藩は幕 下の江戸 萩藩代表を呼び寄せ尋 盟が 進発、 府軍との決戦を念頭に薩摩藩との関係 討 - 九日、幕府は萩藩に「不容易 ?結ば の勅許を得る。 そのような動きのなかにあ 諸藩出陣が続き、 れ る。31 「御制法読 将軍進 問 を開始する。 幕府は大目付 発を諸藩 知 幕 府は 定 月二十 こうし を広 る。 \mathcal{O} 例 九 月二 日 企 島 7

読知」 親は 後宅ニ而読. 五日には萩を離 藩主敬親は、 Ш 児玉惣兵衛日記」 が 口を居所とする。 かし萩では例年通り 実施されたことを示す記事 知被仰 れ、 元治 付候事」とあり、 同日山口に入る。 の内戦終了後、 正月十二日条に、 慶応二年一 御 制 法読 は 月、 慶応元年四 内 以後、 まだ見 藤 知 Ш 万里 П で 基本 制 が実施され V だせ 助 法 月二 的 日 柳 御 公 沢 7 制 に 敬 + 私

父子 元でも 日 共 無給 御 日 用 条も 通以 湊 月柳 が沢ハ御番頭 下を対象に 「今日於柳 と記す 沢備後宅御 実施されて 内 制 藤は いる 法読知 欠席 (「中島 有之候 市 御 郎 蔵 処

形

現

兵衛日

記」)。

之御 法読 読み 同盟 知 聞 制 が 府 か 軍 法宜相守之事」からはじまる 模索され という藩政府 せが ナとの は行うという判断 行 戦 わ るなか、 争が れ た。 迫 \mathcal{O} り、 建 幕 国許では であっ 前 府とはまだ 藩 カコ 最 6 上 たろう して、 例 層 年通 「当家制法条 部 戦 では 闘状 か。 例 り、 年 火態に 薩 「天下 読 通 摩 4 り セー 藩 は 聞 御 なく、 諸 کے カコ せ 制 \mathcal{O} 事 \mathcal{O}

0

5 慶応三年 (一八六七)

を聞

いた藩士たちがどう感じたか

はわからな

た年は 幕府軍に勝利する。 うな状況下、 延引」(延期) 由 慶応二年六~八月第二次幕長戦 は 正 月十 記され た儀式は、 日 制定後二〇〇年続き、 新年正月十一日を迎えた。 ていない 条に とされたとい この 幕府権威は大きく失墜した。 は が 年 御 制法 この 延引 · う。 延引被仰 日 争が 忌中 0 され 内 訌 起こ 御 12 戦 付 以 「児玉惣兵衛 制 後実 時 ょ 候 法読 り、 t 事 ŋ 中 施 月遅れ その i 知 とあ 萩 され 3 藩 で れ が る 日 ょ は

> が、 ない。 止 は、 条文読みあげは 実 跡 権威を利用) 儀式の 廃 は 家中秩序を定めた最も重要な法令である。 \mathcal{O} 制定 正 前 な の宣言は では、 V) 時 延引 幕長戦 に刻印され 違 が幕末に 「天下諸 和感があろう。 法自: 争での という決定であったと思わ 事之御 矛盾を生む。 た法の二面性 体を否定することに 勝 利、 制 法 幕府権威の失墜とい 宜相 方で 結果採られた 守 藩 当家 之事」 祖 ţ 元就 儀式 制 れ な 心と幕 法条 ŋ 判 \mathcal{O} カコ Š 中 々 断 府 ね Ď

6 慶応四年 (明治元年・一八六八)

新たな政治体制が宣言される。 六 府軍との間で戦闘が開始される。 退去する。 納 日夜慶喜は大坂城を脱出し十二日江戸 地問題が争点となって政局は混迷し、 慶 中 央 応三年十二月 政 局 翌年正 が 激 月三日 九日、 動 き、 王政復古の大号令が 鳥羽 戊辰 L 戦 かし、 伏見で 旧 争 幕 府軍は劣勢とな 新政 慶喜 \mathcal{O} 城に帰 徳川 内 戸慶喜 戦 は大坂 府 発せ 状 軍 \mathcal{O} 6 城に 辞官 旧 れ な 幕

るな か、 \mathbf{I} 処 月 $\tilde{+}$ 藩 当年 は 日 御 始 制法読 之儀者先延被仰 常 例御 知 家来中 に つき次の 江 付 .御 制 法 通 読 知 知 を 被 茁 す。態 仰 付 来

定 時 期 は 不明だが 前 年に引き続きこ 0 年 Ď 御 制 法

決

萩藩における

御制法読知」

0

儀式と幕末

Ш

﨑

藩に お ij Ź 制 法 読 知 0) 儀式と幕末 Ш 﨑

知 た 0 な 形 跡 い まま自 は 先 な 延 **L**然消 延 御 期 滅 制 とな とさ 法 読 ŋ 知 れ た。 明 0 治となる 儀 もち 式 は ろ 明 W 確 以 後 な 廃 実 施 11:

お わ ij

身分・ であ 全藩士 では藩士すべてが儀式に出席した。 6 治 への 立場別 三年 読 読 (一六六〇) み聞 に、 み聞かせが 毎年 カ せの <u>+</u> -儀式 義務付けられた藩内 制 日と十二日 定 0 御 制法 当家 E 読 制 知 実施され 法 は、 唯 条々」 0) 藩 法令 土 は、 形 \mathcal{O} O.

飾ら 役職 船倉 法令原本 詰 が 0 行 付 ħ 者 で 0 所時は 目 わ Ĺ K が たと推 行 れた。 出席 わ 級家臣 御 れ 影 儀式は萩城本丸御殿、 之御 心た。 虎之間 測 Ē た。 され 書 萩 制 城本丸 が運び込まれ ただし藩 田 法 が会場となり、 尻 読み上げ 御 が に船倉で 用 御 主は臨 殿で 11 用には 6 は船手 たが、 れ は、 江戸 席 上級藩士 た。 藩主在 文字に L 藩邸、 これ 組 な 江 士 戸 V) 読 は お を対象に 藩 玉 \equiv 邸 みや 象徴 式場に よび 時 では \blacksquare は 的 Ľ 竹 尻 返 は 級 御 江 n に 之

 \mathcal{O} 大多数 0 藩 士 大 組 以 下 \mathcal{O} 中 下 級 藩 士 は 式

各所 以下 御徒 で は御蔵元に集 1 H 組 12 温など各 御 制 御 法 制 組 法 を読 なまり 士 読 は 知 み上げる声 御制 組 頭の を 聞 屋 法」を聞 敷に、 が響 組 遠近 ぃ V た 手 付 廻 + 士 組 給 社 萩 通 組

され 施)。 Ľ 二次幕長戦争が 期矛盾を生む。 れ 藩内秩序を立て直す効果が期待されたと考えられる。 強く意識した式となった での勢力失墜を背景に、 「先延」 たが . る 同時に「御軍律読 御 翌慶応元年は一月遅れで実施された。 制 とされ 元治 法読 戦争後の慶応三年、 元年 知 慶応二年が た。 現実味を帯び は、 $\widehat{}$ 制定時刻印 知 八六四) 幕末期、 藩士に胴着小袴姿での (場所も山 を実施するという臨戦 儀式最後の年とな 兀 る慶応二年正 され 年 は前年の攘 従来と異なる形 (明治元 た法 .口と萩 の二面性 年) 月に 夷 内 で別 次決行 0]戦を経る 出 は t で実 が 席 実 日 体 「延期 に 制 を命 京都 施 第 7 実 さ を

をついて拝聴するよう命じた。 わ 題 視されることもあ けではな も認 御 制 8 法読 6 知 れ 7 藩士の態度が お は、 ŋ ŋ 実際 全藩 元文四年 士が必ずしも 「行儀よろしからず」 は 藩は儀式が毎年確実に、 代聞」 (一七三九)、 毎年 代理による 出 藩 と問 は L た

おごそかで重々しく行われるよう注意を払ったが、 全藩士の拝聴という形式を重視した。 代

たことは、あらためて強調してよいと思う。 ざまな要素、 ない特徴である。 込まれていく(否が応でも)。それは他の法にはみられ 法令の趣旨・内容は毎年確認され、 読み聞かせを通じ、毛利家中において最も重要で基本的 二〇〇年間 「当家制法条々」がその重要な要素のひとつとなってい こうした実態も事実だが、法制定から幕末にい 「御制法読知」が続けられた意義は大きい。 環境で形作られる。しかし萩藩士にとり、 藩士の意識・考え方は、もちろんさま 各藩士の意識に 、たる 刷 ŋ

- 紀要』第46号 二〇一九年)。
- 中・郡中御制法読知」が行われるなど、限定した対象者へ対(4) ただし、毎年正月十四日、萩城で町奉行・代官へ「市 (3) 小倉宗「近世の法」『岩波講座日本歴史 3』(岩波書店 二〇一四年)。 第 12 巻 近 世

萩藩における

御制法読知」の儀式と幕末

山

﨑

- (5) 本稿は近世前期から論述するので、「長州藩」ではなく
- (7) 正月儀式については毛利家文庫「御規式帳」(4規式)。 6) 『もりのしげり』「正月御儀式」に出席者・座 および立石智章「長州藩における文久四年正月の具足祝式」 (『山口県史研究』第22号 二〇一四年)。 一配がある。
- 手廻頭在国中日記」(同36)・「中島市郎兵衛日記」(77藩臣「御在国日記」(同24)・「御国加判筆者日乗」(同33)・「御 8) 以下の検討では次に掲げる藩の公務日記・藩士 日記1)・「浦日記」(同2)・「井原孫右衛門日記」(同3)・ 参考にした。すべて当館蔵毛利家文庫。「密局日乗 (19日記 18)」・「当職所日記」(同22)・「留守居中日記」(同23)・ の日記を

「児玉惣兵衛日記」(同6)・「内藤万里助公私日乗」(同17)。 厚狭毛利家史料第十六集『厚狭毛利文書 文久元酉年日

9 (1) 御宝蔵の歴史・機能については、拙稿「萩城御宝蔵と 記(御用所)』(山陽町立図書館 一九九八年) 12 頁。

(11) この動きは「御留守中日記」「御在国中日記」に詳しい。 12)「当家制法条々」(県庁旧藩記録13)。 密用方」(『山口県文書館研究紀要』第44号 二〇一七年)。

大学文学会志』第55巻 二〇〇五年)。大組八組の成立は13)田中誠二「萩藩の家臣団編成と加判役の成立」(『山 安四年の藩主代替わり直後とされる。 慶口

14) 「諸触書抜」(9諸省51〈5の3〉)。

15) この時期の萩藩をめぐる政治動向については三宅紹宣

16) 「諸記録綴込」(32部寄11)文久三年正月十四日記事。『幕長戦争』(吉川弘文館 二〇一三年)を参考にした。 前掲立石論文で元治元年正月十一日の具足祝が検討さ

おける

2』(山口市 二○一三年)の解説「山口移鎮をめぐって」 18) 幕末山口移鎮をめぐる動向は、『山口市史 具足祝と「御制法読知」では毛利家中での重要度は異なる。 の特殊性に注目する視点が必要であろう。同一日の儀式でも、年正月は十一日の具足祝式のみでなく、正月全体の動向とそ た論文であり大変参考となった。この年の めて本格的に論じたものとしても意義がある。 形で実施された具足祝式と続く「御制法読知」を明らかにし (田中誠二執筆) に詳しい。 \Box で の正 月儀式のあ ŋ 「軍律読知」を初 なお、元治元 史料編近世 年

- (20)「忠臣公一弋扁平史高」 11 (9 忠臣公一弋扁平史(19)「諸記録綴込」(32 部寄 12)元治元年正月元旦記事。
- (20)「忠正公一代編年史稿」11(5)忠正公一代編年史1(20)「忠正公一代編年史稿」11(5)忠正公一代編年史1
- (24)「忠正公一代編年史稿」11。山口の儀式も従来の作法通り行われたとみるのが妥当である。軍律」は頭の児玉が読み、「御制法」は組証人が読んでいる。「別玉惣兵衛日記」にみえる御徒士組の儀式では、「御「中島市郎兵衛日記」正月八日条。
- 四年)、青山忠正「元治の内乱をめぐる政治状況」『明治維新 27) 元治の内戦については、岸本覚「長州藩元治内内乱に 26) 「児玉惣兵衛日記」慶応元年二月十一日条に「昨 25) 式で用いる「御軍律写」は、事前に おける鎮静会議員と干城隊」(『人文学報』第73号 軍律被仰聞有之候得共、当年ハ其儀無御座由候事」とある。 事堂に赴き、 持ち帰っている(「児玉惣兵衛日記」)。 Ⅱの一 (吉川弘文館 二〇〇〇年)、 組 証人が Ш 一 九 九 年 \Box -八御 0) 政

参考とした。

○一四年)、池田善文「大田・絵堂戦役における二・三の問の一四年)、池田善文「大田・絵堂戦役における二・三の問「長州藩元治の内戦の研究」(『山口県史研究』第22号 二

法読知被仰付、同十二日諸支配ニおゐて同断」とある。「児玉惣兵衛日記」(慶応元年)に「二月十一日於御城御制绍)「諸記録綴込」慶応元年二月八日~十一日記事。また、2)「諸記録綴込」(32部寄 13)慶応元年正月八・十日記事。

30) 三宅紹宣『幕長戦争』。

32) 「諸記録綴込」(32部寄16)明治元年正月十一日記事。31)三宅紹宣『薩長同盟』(萩ものがたり47 二〇一五年)。